

## 広告募集案内【企画提案募集】

### (施設広告掲出仕様書)

鶴見区役所戸籍課2階待合スペースに番号等表示板（番号表示モニター及び広告モニターならびに行政モニターを組み合わせたもの）を設置し、番号呼出システムの導入および呼出状況のウェブ公開を行うとともに、広告モニターに広告を掲出する事業者を以下のとおり募集します。

#### ■募集概要

名 称	鶴見区役所戸籍課 番号等表示板の設置
内 容	<p>鶴見区役所戸籍課の待合スペースに次の①～③の機器を設置するとともに、④のシステムを導入することで、広告事業を活用した機器の運用及び適切な維持管理等を行う企画提案を募集します。</p> <p>① 番号表示モニター ② 広告モニター ③ 行政モニター ④ 番号呼出システム (番号表示モニターにお客様呼出番号を表示するとともに、呼出状況を来庁者がスマートフォン等を使用しウェブから確認できるようにする)</p> <p>&lt;事業背景&gt; 同フロアには保険年金課を含めた複数の窓口があるため、どこで呼ばれているのかを明確にすることは、市民サービスの向上に繋がります。 また、番号呼出状況をウェブに公開することで、窓口業務の効率化と新型コロナウイルスの感染対策にも資する窓口の混雑緩和を図ることができます。</p> <p>----- 屋外広告物には該当しません。</p>
施設所在地（場所）	横浜市鶴見区役所戸籍課
主な施設利用者・件数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鶴見区の住民登録者数：約29万人（うち外国籍の方が約1.4万人）（令和4年度末時点）</li> <li>・ 鶴見区役所の正規職員数（保育園・土木事務所を含む）：576名（令和5年度7月時点）</li> <li>・ 登録担当窓口での各種届出件数：月に2,500～3,600件</li> <li>・ マイナンバー関連窓口での各種手続件数：月に2,000～4,000件</li> </ul>
広告設置場所	鶴見区役所戸籍課2階待合スペース
広告掲出可能 スペース	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広告は、広告モニターに掲出する。</li> <li>・ 広告用ラックの設置を希望する場合は1台とし、鶴見区役所戸籍課指定の場所とする（後述の図面・写真を参照）。</li> <li>・ 広告用ラックのサイズ・形状は、業務及び来庁者の動線に支障のないものとし、予め鶴見区役所戸籍課と協議のうえ決定する（概ね横幅80cm×奥行40cm×高さ120cm程度）。</li> </ul>

<p>番号等表示板の条件</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号等表示板は、鶴見区役所戸籍課 2 階待合スペースに、天井から吊下式で設置する。</li> <li>・番号等表示板には、お客様をお呼びするための番号（以下、「呼出番号」とする）を表示する番号表示モニター、広告を掲出する広告モニター、区役所の情報を表示する行政モニターを組み合わせで配置する。</li> <li>・組み合わせ方は以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 番号表示モニター 1 基・広告モニター 1 基・行政モニター 1 基の合計 3 台を並べたもの：2 組（吊下位置の両側から内容が見えるよう背中合わせで取付）</li> <li>② 広告モニター 1 基・行政モニター 1 基の合計 2 台を並べたもの：1 組</li> </ul> </li> <li>・吊下位置及び向きは後述の図面・写真を参照。</li> <li>・モニターは 16 : 9 のワイド画面で 50 インチ以上とする。</li> <li>・呼出番号は 10 個以上表示できるものを提案すること。また、呼出番号の表示にあわせて、呼出番号を音声で読み上げる機能を持つものとする。</li> <li>・呼出番号として、表示する数字は 3 桁以上が表示できるものとする。</li> <li>・呼出番号の入力は、バーコードリーダーによる入力とテンキーによる入力が併用できるものとする。</li> <li>・バーコードリーダーは、1 台のPCにつき 2 台以上使用できるものとし、使用する台数については、鶴見区役所戸籍課と協議して決定する。</li> <li>・番号表示モニターに表示された呼出番号は、リアルタイムでウェブでも閲覧できるようにする。また、番号表示モニター又は広告モニターには、鶴見区役所戸籍課が指定する震度以上の緊急地震速報を表示する。</li> <li>・番号表示板に必要な機器類は、すべて事業者が用意し、必要な保守などを行うこと。</li> <li>・本市のインターネット接続環境は提供しない。</li> <li>・広告掲出期間終了後は事業者が原状復帰すること。</li> </ul>
<p>セキュリティ対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通信経路の暗号化、通信回線の監視、ファイアウォールやウイルス対策ソフトの導入など、安全な管理のために必要な対策を行うこと。</li> <li>・情報システムの開発・管理・運用を行う者には、個人ごとにIDを発行し、それぞれに推測困難なパスワードを設定させること。また、アクセス元IPアドレスによるアクセス制限や多要素認証など、ID・パスワードが漏えいしたとしても、インターネットを経由した不特定多数からの不正アクセスや第三者による改ざん等が生じえない対策を講じること。</li> <li>・常に脆弱性を利用したサイバー攻撃の情報を入手し、リスクの大きさに応じて適切に対応すること。</li> <li>・WAF (Web Application Firewall) や仮想パッチ等、脆弱性を利用した攻撃を防ぐ仕組みを導入すること。</li> <li>・番号表示板については、窓口業務の遂行に影響を及ぼさないよう、システムを継続して可動できるようにすること。</li> </ul>
<p>広告掲出期間</p>	<p>令和 6 年 4 月 1 日～令和10年12月28日（4 年 9 カ月）を予定</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>※ 1 年ごとに使用許可を受ける必要があります。 （下記「広告掲出にあたっての留意点」参照）</p>

■ 申込み、選定のスケジュール

申込期間	令和5年10月20日（金）～令和5年11月10日（金）
提案内容評価	令和5年11月27日（月）（鶴見区役所にて開催予定） 提案内容評価においては、申込者に対するヒアリングを行います。 時間等の詳細については、後日お知らせします。
選定結果通知	令和5年12月上旬予定

■ 申込手続

申込条件	申込みは広告代理店に限らせていただきます。
申込方法	令和5年11月10日（金）午後5時00分までに、広告企画書を下記申込み・お問い合わせ先まで持参、電子メール又はFAX等でご提出ください。 ※お申込時に広告主が決定していない場合は、決定後速やかに広告主の審査を受けてください。
広告企画書 記載事項	(1) 番号表示板の仕様・操作方法等 (2) 設置方法・原状回復方法 (3) 保守・維持管理の考え方 (4) 類似物の設置実績（令和5年10月1日現在） (5) 広告番組の構成案 (6) 設置期間の収入見込み、営業活動計画等資金計画 (7) その他本市の行政サービスの向上や経済的なメリット等につながる内容

次頁あり

■選定手続

	評価項目	評価基準
評価項目・ 評価基準	(1) 番号の視認性（見やすさ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表示した呼出番号を市民が認識しやすい画面構成となっているか。</li> <li>・高齢者、障がい者、画面から遠くの市民からでも認識しやすい色や構成になっているか。</li> <li>・ウェブの表示も同様の工夫がされているか。</li> </ul>
	(2) 番号の認識のしやすさ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・呼出番号が表示されたことを市民が認識しやすい工夫がされているか。</li> <li>・読み上げられた呼出番号が高齢者、障がい者でも聴き取りやすい工夫がされているか。</li> <li>・再呼出ができるか。</li> <li>・広告音声と両立するように調整可能か。</li> </ul>
	(3) 行政情報の放映における制限の有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政情報を広告モニターで放映する必要が生じた場合、行政情報の放映時間や枠数について制限がないよう工夫がされているか。</li> </ul>
	(4) 番組構成のバランス、運用の弾力性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広告枠の放映内容について同業種、類似業種に偏ることなく多様性を確保できるか。</li> <li>・少なくとも同業種、類似業種の放映時間が全体の2割より多く占めることのないような仕組み、体制が確保されているか。</li> </ul>
	(5) 広告主が不足した際の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・待ち時間が苦痛とならないようなコンテンツを用意するなどの工夫がされているか（クイズ、豆知識等）。</li> <li>・上記工夫を行う際、職員作業や業者への依頼を伴うか。</li> </ul>
	(6) 緊急時の広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急地震速報のほか災害、鉄道遅延等の発生などの緊急情報を来庁者に知らせる機能を有するか。</li> <li>・緊急情報を自動的に流すなど、省力的かつ迅速に周知できる機能はあるか。</li> </ul>
	(7) 通常の操作性全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電源が自動でオンオフになる、バーコード以外にタッチパネルで呼出・取消操作ができるなど、職員の負担が少なく操作しやすい仕様となっているか。</li> </ul>
	(8) 行政情報更新時の操作性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政情報の更新時に、事業者が行う場合は迅速かつ柔軟に、また職員が行う場合には負担が少なく、容易に更新できる仕組みとなっているか。</li> </ul>
	(9) 設置機器選択の余地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・省スペースや省電力を考慮した機器が提示されるなど、鶴見区役所戸籍課の設置環境に合わせた柔軟な対応が取れる機器を選択できるか。</li> </ul>
	(10) 導入時・導入後フォロー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機器導入時の研修や、導入後のフォローや問合せ対応などが迅速、柔軟に行える体制が整えられているか。</li> </ul>
	(11) 広告更新作業時の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広告を更新する際、番号表示／呼び出し機能、及び広告掲出機能に支障を及ぼすことなく作業を行えるか。または、通常業務に支障を及ぼすことなく遠隔でそれらの作業を事業者が行うことができるか。</li> </ul>
	(12) 障害発生防止対策と障害発生時の対応に対する考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期点検や遠隔監視等により、障害を未然に防ぐ対策が取られているか。</li> <li>・障害のあった際には、夜間や休日閉庁時でも迅速に対応を行えるか。</li> <li>・代替機器の用意があるか。</li> </ul>
	(13) 安全性等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震等の際に来庁者に影響が生じないよう、表示板設置上の対策や保険加入等の措置がとられているか。また、それらに問題が生じた際に迅速に対応ができるか。</li> </ul>

(14) セキュリティ対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通信経路の暗号化、通信回線の監視、ファイアウォールやウイルス対策ソフトの導入など安全な管理のために必要な対策を行っているか。</li> <li>・情報システムの開発・管理・運用を行う者には、個人ごとにIDを発行し、それぞれに推測困難なパスワードを設定させているか。また、アクセス元IPアドレスによるアクセス制限や多要素認証など、ID・パスワードが漏えいしたとしても、インターネットを経由した不特定多数からの不正アクセスや第三者による改ざん等が生じえない対策を講じているか。</li> <li>・常に脆弱性を利用したサイバー攻撃の情報を入手し、リスクの大きさに応じて適切に対応しているか。</li> <li>・WAF (Web Application Firewall) や仮想パッチ等、脆弱性を利用した攻撃を防ぐ仕組みを導入しているか。</li> <li>・番号表示板については、窓口業務の遂行に影響を及ぼさないよう、システムを継続して可動できるようにしているか。</li> </ul>
(15) 設置実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体向け広告事業等のこれまでの実績はどうか。(令和5年10月1日現在での市内設置実績及び他自治体の設置実績)</li> </ul>
(16) 自治体で行う広告付き番号表示板事業に関する理念・方針、考え方、組織体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体で行う広告付き番号表示板事業に対する広告事業者としての理念・方針、考え方、組織体制はどうか。</li> <li>・横浜市広告掲載要綱、横浜市広告掲載基準、本仕様書、その他広告関連規定を遵守するため、事業者の組織内部、外部において審査を行うなど、組織的なチェック体制が設置されているか。</li> </ul>
(17) 収支の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・根拠が明確な資金計画であるか(機材費・工事費・管理費等支出と広告料収入の内訳)(収入については最大枠数・損益分岐点、広告主との契約実績を踏まえ損益分岐点の達成可能性)。</li> <li>・想定広告収入と当区への納入金額の割合はどうか。</li> <li>・5か年の収支は均衡しているか。</li> </ul>
(18) 地域活性化への貢献	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広告枠を、区内事業者又は隣接区を含む市内事業者から選定する方針となっているか。</li> <li>・地域経済への貢献として、広告主への販売価格を低価格に設定するなど、良質で低廉な媒体を継続的に提供することがうたわれているか。</li> </ul>
(19) その他本市の行政サービスの向上や経済的メリット等につながる提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他、行政サービスの向上に繋がる提案はあるか。</li> <li>・その他、本市に対する経済的メリット等に繋がる提案はあるか。</li> </ul>
評価方法	<p>○鶴見区に設置する「鶴見区役所戸籍課2階待合スペース番号等表示板広告事業者選考委員会(以下「委員会」という)」において、上記評価項目に従い、広告企画書に記載された提案内容を、事前に定めた採点方法等により総合的に評価します。</p> <p>○評価の結果、最も優れた提案を行った申込者を掲載予定者(広告掲出事業者)として選定し、広告掲出についての交渉を行います。</p> <p>※申込者が1者であった場合にも、最低基準を満たすことについての評価を行います。</p> <p>※最低基準を満たす提案がない場合は、再度募集を行います。</p> <p>※評価の結果同点となった場合は、委員会の会長が決定します。</p>

■ 広告掲出にあたっての留意点

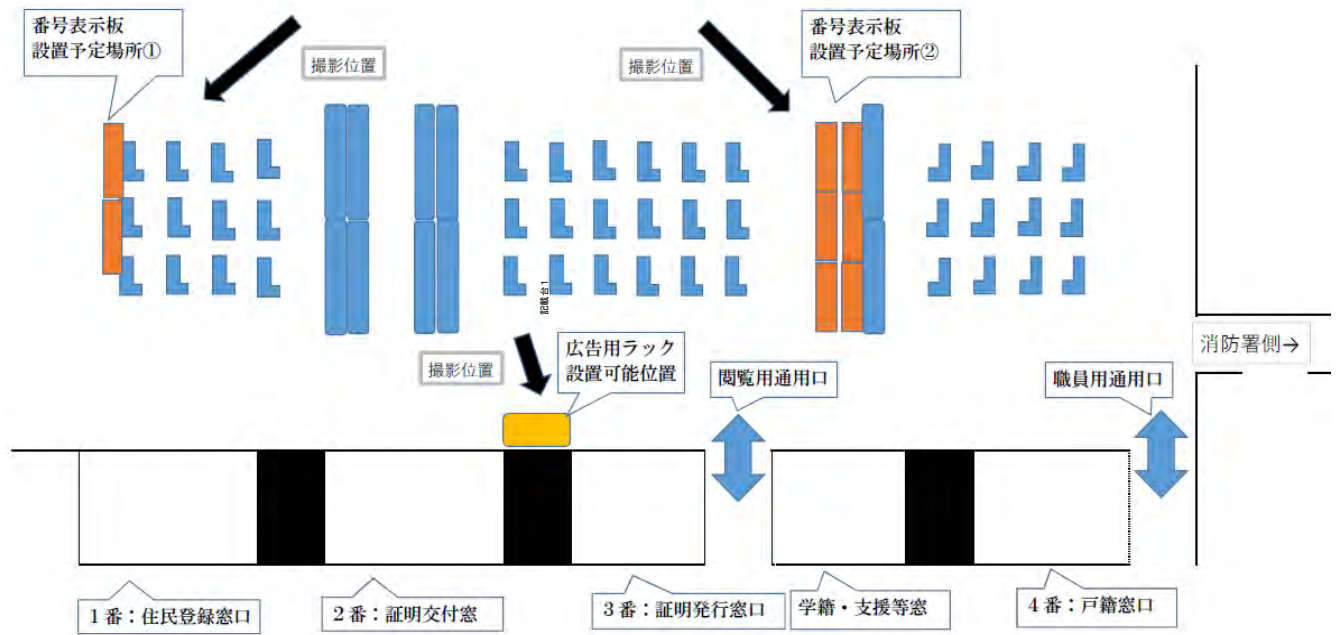
<p>広告の条件</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広告内に「広告」である旨を明記するなど、施設の利用者等が見て、広告であることが明らかとなるような措置を施すこと。</li> <li>○ 横浜市広告掲載要綱、横浜市広告掲載基準、本仕様書、その他の広告関連規程を遵守すること。またそのために広告事業者内部及び外部において審査機関を通すなど、組織的なチェック体制を整えること。</li> <li>○ 行政庁舎内での放映という特性を鑑み、広告業種については同業種、類似業種に偏ることなく多様性を確保すること。少なくとも同業種、類似業種が放映時間全体の2割より多く占めることのないよう調整すること。</li> <li>○ 市民から見て公平・中立な放映とすること。</li> <li>○ 広告に音声が付随する場合は、来庁者の呼出等、業務に支障のない範囲とすること。</li> </ul>
<p>広告の制作等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広告掲出の5営業日前までに広告原稿を提出し、「広告の条件」（上記条件）について広告内容の審査を受けること。</li> <li>○ 広告掲載基準等に基づき、広告内容等の修正が必要となる場合があります。</li> <li>○ 広告掲出の5営業日前までにご提出がない場合には、広告の掲出が遅れる場合又は広告が掲出できない場合があります。</li> <li>○ 番号表示板及び広告用ラックの設置、撤去等の作業は、事業者の費用負担により行うこと。</li> <li>○ 番号表示板及び広告用ラックの設置、撤去等にあたっては、安全性に十分配慮すること。</li> </ul>
<p>財産の使用許可</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 番号表示板及び広告用ラックを設置する箇所については、横浜市公有財産規則の規定に基づく使用許可を受け、使用許可に係る使用料をお支払いいただきます。【※番号表示スペース+広告可能スペースにより積算】</li> <li>○ 番号表示板の設置に伴う電気料金については、実費相当分を負担していただきます。</li> </ul>

■ 申込み・お問合わせ先

<p>担当課名</p>	<p>横浜市鶴見区役所戸籍課</p>
<p>所在地</p>	<p>横浜市鶴見区鶴見中央三丁目 20 番 1 号</p>
<p>TEL/FAX</p>	<p>TEL 045-510-1706 / FAX 045-510-1893</p>
<p>E メール</p>	<p>e-mail tr-koseki@city.yokohama.jp</p>

次頁あり

■ 図面



・募集対象施設・広告掲出場所等の写真①



・募集対象施設・広告掲出場所等の写真②



・募集対象施設・広告用ラックの設置可能場所の写真





広告企画書（広告付物品提供・施設広告：企画提案募集）

横浜市長

次のとおり企画内容を提案します。

申込者	所在地	〒 -		
	ふりがな 名称			
	代表者職名・氏名			
	担当者	部署名		
		ふりがな 氏名		
	連絡先	TEL/FAX		
		Eメール		
業種・事業内容				
ホームページ URL				
※「広告主」の欄は、申込者と異なる場合で決定済みの場合のみ記入してください。				
広告主	所在地	〒 -		
	ふりがな 名称			
	代表者職名・氏名			
	業種・事業内容			
	ホームページ URL			
申込内容	募集対象事業名称	鶴見区役所戸籍課 番号等表示板の設置		
	物品提供等に 係る経費	_____千円（概算） ※横浜市として経費縮減効果額を算定するための参考として 使わせて頂きます。		
	企画詳細	別紙企画書添付（様式は自由） ※広告募集案内の「広告企画書記載事項」を必ず記載してください。		
	個人情報の収集	有・無	⇒有の場合（該当するものにチェックしてください） <input type="checkbox"/> 名前 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> E-mail <input type="checkbox"/> 年齢 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> その他（ ） ●収集対象（「例：「中学生以下」「65歳以上」） ●収集規模（「例：アンケート配布数 ○部」）	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜市の広告関連規程を遵守します。</li> <li>・横浜市暴力団排除条例 第2条第2号から第5号に定められた者に該当しません。また、誓約事項に反しないことを確認するため、横浜市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出し、横浜市が本誓約書及び該当役員名簿等を、神奈川県警察に提供することに同意します。</li> <li>・横浜市税の滞納はありません。横浜市が申込者及び広告主の市税納付状況調査を行うこと、また、当該調査により滞納を確認した場合には、滞納者の氏名等を公表する可能性があることに同意します。</li> <li>・誓約事項と相違する事項が判明した場合、又は当該誓約事項に反した場合に、契約の相手方としないこと、契約解除を行うこと等、横浜市が行う契約に係る一切の措置について、異議の申立てを行いません。</li> </ul>			

※ ご記入いただいたEメールアドレス宛に横浜市広告情報メールマガジン（広告媒体に関するお知らせ）の配信を希望されますか。（希望する ・ 希望しない ・ 登録済）